

美濃焼等販売促進支援事業「美濃焼GO」規約

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け販売不振が続く美濃焼産業（陶磁器やタイル）の支援策として行うもので、美濃焼等販売促進と域内消費促進、美濃焼の取扱店舗の拡大を目的とし、美濃焼等の購入に対して市が支援金として最大4割（上限1,200円）の負担をするものです。この趣旨を踏まえ、以下のとおり、規約を定めます。

- 1 対象となる事業者は、市内に本店を置き、美濃焼を取り扱っている店舗でこの事業に賛同していただける事業者とします。大手チェーン店、フランチャイズ店は対象外とします。
- 2 対象となる商品は美濃焼（陶磁器・タイル等）及び美濃焼と同時購入する雑貨品（箸・箸置き・スプーン・フォーク・ランチョンマット・タイルキットの部材等）とし、詳細は運用規定において定めます。
- 3 対象となる取引は、店頭において現品販売をするものとし、インターネット等での販売は対象外とします。但し、在庫切れ等の理由で後日配送する場合などで、店頭において代金を決済する取引については対象とします。
- 4 対象となる取引は、美濃焼を含む税込み1,000円以上の取引とし、支援金額は次のとおりとする。

税込み購入額	1,000円以上2,000円未満	支援額	400円
	2,000円以上3,000円未満		800円
	3,000円以上		1,200円

- 5 支援金の支払いには、対象取引報告書と購入者に記載してもらった署名入りの「メッセージ（アンケート）カード」及びレジのジャーナル（エアレジなら日計画面のキャプチャー画像）等、取引を証明する書類が必要です。「メッセージ（アンケート）カード」を紛失した場合は、お支払いできません。
- 6 商品についての責任は提供者にあり、多治見市、多治見陶磁器卸商業協同組合、多治見まちづくり株式会社及び本事業の協力団体は一切の責任を負いません。
- 7 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、商品の受け渡しの際には、アルコール消毒や、電子決済の活用等、ご配慮願います。
- 8 ホームページやSNS等により、情報発信にご協力願います。
- 9 水増し請求等、不正が発覚した場合は、サイトから登録を削除するとともに換金を停止し、不正の事実について公表します。また、すでに換金済みの代金についても返金していただきます。
- 10 地域ブランディングとして推進するセラミックバレー構想について、ご協力をお願いします。
- 11 反社会的勢力及びその関係者については、対象外とします。